



太陽光発電等による 売電収入がある方へ

太陽光発電で得た収入は所得として申告する必要があります。売電収入から必要経費を差し引いた売電所得が20万円以上の場合は、売電所得以外の所得と併せて所得税の確定申告を行います。売電所得が20万円以下で、確定申告が不要な方（売電所得以外の所得が、「年末調整済の給与」のみ等）であっても、**市・県民税の申告は毎年必要です**。ただし、確定申告で売電所得の申告をしていただいた場合は、改めて市・県民税の申告をする必要はありません。

※どちらで申告すべきか不明な方は市役所税務課にお問い合わせください。

○全量売電と余剰売電

「**全量売電**」…発電した電気をすべて電力会社に売る契約をしている場合。

「**余剰売電**」…発電した電気をまず自宅等で使用し、残りを売る契約をしている場合。

※P3のとおり必要経費等の計算に必要ですので、どちらかわからない場合は電力会社との書類や契約書などで確認してください。

○売電収入金額

1月1日～12月31日までの期間に実際に入金された金額を当該年分の売電収入として申告します。一例として、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの間に入金された売電収入は令和2年分申告となります。令和2年12月分の売電収入であっても、令和3年1月に入金された場合は令和3年分の申告となります。

売電金額は、毎月電力会社から届くハガキに記載されていますので、年間分を合計します。ハガキを紛失した場合は振込口座の入金額を確認するかWEBサービス（関西電力ならばぴeみる電等）で確認します。

○所得の分類（あくまで一般的な分類です。申告の参考にご覧ください）

① 『雑所得』

- ・自宅の屋根に太陽光発電設備がある場合

※電気を売ることが主の目的ではなく、自家消費の余りがたまたま利益になる場合が多いので、事業所得ではなく雑所得に分類されます。

② 『不動産所得』

- ・賃貸住宅の屋根にのっている太陽光発電設備で、入居者の光熱費節約や、エレベーターや照明等の共同の管理費節約に使う等、管理している賃貸物件に導入した太陽光発電の余剰売電を行っている場合

※発電した電力を管理している賃貸物件にいっさい使わずに全量売電している場合は、事業目的なら事業所得、事業目的でないなら雑所得となります。

③ 『事業所得』

上記①・②以外は主に事業所得に分類されます（以下代表例）

- ・太陽光発電をしている場所に、フェンスの設置や土地の整備（除草やアスファルトを敷く etc…）等、特別な管理を行っている場合

- ・他の事業所得を生ずる事業と併せて行っている場合

- ・賃借した土地や建物に太陽光発電設備を設置した場合

- ・個人経営の店、事務所、倉庫等で事業用電力確保のために発電し、売電している場合

※売電自体を主たる目的にしていなくても、事業のために太陽光発電を使っていることにかわりはないので、売電も事業の一環となります。

○必要経費

発電に直接必要な費用です。代表的な経費を紹介します。下記に記載のない経費で具体的な事例がありましたら、ご相談ください。

- 修繕費…太陽光パネルの汚れをおとしたり、ネジのゆるみを直す等
 - 損害保険料…火災保険・動産総合保険、賠償責任保険、休業保険等（いずれも太陽光発電に係わる分のみ）
 - 利子割引料…太陽光発電に係わるローンの利子を計上します。（住宅と一体でローンを組んでいる場合は住宅分を含めることはできません）
 - 地代家賃…借地に太陽光発電設備を設置している場合の賃貸料金
 - 租税公課…太陽光発電設備に対して課税されている固定資産税（償却資産税）や設備を設置した土地の固定資産税、太陽光発電設備を設置している事業用建物の家屋の固定資産税等。※住宅やその底地の住宅用地は租税公課として算入できません。
 - 減価償却費…太陽光発電設備の本体及び設置費用（市町村や都道府県からの補助金は設置費用から差し引く）は17年間に分けて必要経費に入れます（定額法）。
- ※余剰売電の場合は、使用割合を算出する必要があります。全量売電の場合は、使用割合は100%です

連絡先

〒649-0392

和歌山県有田市箕島50番地

経営管理部 税務課 市民税係

TEL 0737-22-3579